

第十九回 参議院農林委員會會議錄第十一号

昭和二十九年二月二十六日(金曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
清澤 俊英君

委員 雨森 常夫君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久蔵君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
江田 三郎君
河合 義一君
東 隆君
松浦 定義君
鈴木 一君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
農林省農務局長 堀見友之助君
農林省農務局長 堀見友之助君
食糧庁長官 前谷 重夫君
通商産業省公益事業局長 中島 征帆君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 吉雄君
大蔵省主計局主計官 柏木 雄介君

説明員

大蔵省主計局主計官 柏木 雄介君

本日の會議に付した事件
○政府に対する申入れの件
○農林政策に関する調査の件
(糖業に関する件)
(電気料金値上げの農林関係に及ぼす影響に関する件)
(補助金等の臨時特例等に関する法律案に関する件)
(清掃法案に関する件)
(農業に関する件)

○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林委員會を開会いたします。
先ず糖業に関する件を議題にいたします。前回の委員會におきまして戸野委員の動議にかゝる申出につきまして、御趣旨を付度いたしましたので、お手許にお配りいたしましたような案文を作成して見ました。かようなその取扱いつきまして御懇談を願います。速記を止めて下さい。

○委員長(片柳眞吉君) では速記を始めて下さい。
○東隆君 私のはうから便宜砂糖行政の是正に関する申入の案文を読み上げますから、御賛成を願いたいと思ひます。
砂糖行政の是正に関する申入物価の低落に関する政府の期待にもかかわらず、諸物価は高騰を続け、かかる騰勢は生活必需品物資に著るしく、特に甚だしきは最近砂糖において見る暴騰である。
而も、かかる情勢は、今後における外貨事情等を勘案するとき、寒心に堪えないものがある。

今日、砂糖価格の暴騰は、国内における砂糖需給の逼迫に基くものであると見てゐるようであるが、併し、その主因が、政府における砂糖行政の失当にあることを否むことができない。
即ち、外貨予算の執行よろしきを得ず、或いは精糖設備の過剰投資を放任する等、真の消費者の福利をわきまえず、徒らに精糖業を利得せしめる結果となつたものであるといわなければならぬ。

ここにおいて、政府はその失当を認識し、これを改めるにやぶさかであつてはならない。
よろしく、政府は、かねて當委員會における審査の経過に鑑み、従来の行がかりを一變し、真の消費者大衆の福利を旨として、砂糖行政(外貨の取扱等を含めて)を是正し民生の安定に寄与せられたい。
なお、右に関する政府の方針を来る三月八日まで當委員會に報告せられたい。
右當委員會の總意によつて申入れする。
昭和二十九年二月二十六日
参議院農林委員會
宛先は農林大臣、通商産業大臣、大蔵大臣。

○河野謙三君 案文そのものには賛成いたしますけれども、案文は非常に抽象的になつていますが、例えば従来の政府がとつて参りました砂糖行政の失当にあると、こういう字句が使つてありますけれども、何が失当であるかといふことにつきましては、過日來の當委員會の論議を通じて、ここに御出席の食糧庁長官は十分御存じのはずで、でありますから、この抽象的な文面でありまして、内容は我々具體的に示してゐるつもりでありますから、それらの具體的の箇条につきましては十分上司に伝えて、八日までに内容の具體的な私は御答弁を願ひたい。

例へば割當が製糖業者本位であるとか、一部の特殊の砂糖輸入業者本位であるとか、或いは割當でられた一部の会社は非常に偏重するやうな能力査定であるとか、こういうやうなことにつきまして、過日來の論議を通じての具體的な問題を一々論議されて、具體的に答弁はして頂きたい。これを私は特に附加しておきます。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 次は、電力料金の件を審議に入ります。
最近問題になつております電力料金値上の問題は、その影響するところ極めて重大でありまして、その取扱いは

特に慎重を要するものと考えておりますが、過般河野委員から本件につきまして質問が要求せられておりますから、先ず河野委員から質疑を願ひ、続いて御審議を願ひたいと存じます。
なお農務改良局長、通産省の公益事業局長が見えております。

○河野謙三君 電力料金の値上の問題が発表されて、私は腑に落ちない二、三の点がありますから、この機会に當局から御説明を頂きたい、かように思ひます。

先ず伺ひますが、電力会社が赤字だから、このままではやつて行けないから電力の値上をするんだと、こういうことではあります。昨年度の上期、下期を通じて電力会社の経理はどうなつておりますか。私が承知しておる範圍では、極く漠然たる記憶でありますけれども、かねてこの問題が国会で論議されましたときに、昨年度の上期にも下期にも電力会社は赤字の予算であつたはずであります。然るに今日になりまして、その実績は赤字であるか、黒字であるか、これを御説明頂きたい、かように思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 只今お話の通りに、昨年と申しますか、本年二十八年度の年間の収支の見通しを付しまして、昨年の春におきましては、二十八年度においては上期に八億の赤字が出、下期においては約百億の赤字が出る、合計百八億の赤字が出る、こういう見込を立てておりました。ところが上期におきましては、上期を通じて

昭和二十九年二月二十六日【参議院】

て全戸平均一五〇余りの豊水でありましたために、八億の赤字が出ませんでしたことは無論、若干それに対して相対的に増減を繰り立てましたとしても、なお黒字を出しております。それから下期であります。下期は当初の予定百億の赤字に對しまして、結論的に申上げまして、まだこれは半分しかたつておりませんから、残りの一月から三月までの分は推定によりますけれども、やはり全体的には十億かそこらが黒字になる予定であります。但し、一、二社個別の会社につきましては問題もございしますが、そういうふうな見通しになつておりますが、これは上期の黒と、それから下期の前半の豊水といふものと全部込みにしたしましての数字でございます。従つて当初の百八億の赤字といふものは、今の見通しではほぼ十分に吸収されてしまつておると、こういうふうな見通しになつております。

うでは毎月各社の、各社と申しますと九つの電力会社のことを申上げておりますが、経理状況をとりまとめて、それによりまして過去の実績を調べ、又将来の推定をするといふことをいたしております。

○河野謙三君 報告を求めて報告数字を鵜呑みにしておられるのですか、それともあなたのほうで自主的に調査をしておられるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 法規上は毎月の月報をとることにいたしてあります。併しその数字は、この形式等はあらかじめきめられておられます。いろいろな様式によつてとるわけでありまして、会社の帳簿整理もその様式に基いてやられております。そこで出された数字が適正であるかどうか、又正確であるかどうかといふことにつきましては、その報告と別個に一々監査をいたしております。出されておる数字の正否は別途検討はいたしておるわけでありまして。

○河野謙三君 赤字のはずであつたものが黒字である。而もその黒字といふものが、今余り具体的に言われませんでした。が、非常に大きな黒字である。電力会社はこれに對して、昨年は暖冬異変で非常な豊水であつたから、それによつて事業が非常にうまく行つたんだと、こういう答弁をしておられるのです。それは別として、あなたのほうでもこの黒字が赤字かといふことにつきまして、例えば今御説明の昨年度の上期が黒字であつた。又下期が全部でないけれども今までのところ黒字と推定される。これはどこを調査されてそういうふうなことになるのでしょうか。

○政府委員(中島征帆君) 私どものほうでは毎月各社の、各社と申しますと九つの電力会社のことを申上げておりますが、経理状況をとりまとめて、それによりまして過去の実績を調べ、又将来の推定をするといふことをいたしております。

○河野謙三君 報告を求めて報告数字を鵜呑みにしておられるのですか、それともあなたのほうで自主的に調査をしておられるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 法規上は毎月の月報をとることにいたしてあります。併しその数字は、この形式等はあらかじめきめられておられます。いろいろな様式によつてとるわけでありまして、会社の帳簿整理もその様式に基いてやられております。そこで出された数字が適正であるかどうか、又正確であるかどうかといふことにつきましては、その報告と別個に一々監査をいたしております。出されておる数字の正否は別途検討はいたしておるわけでありまして。

○河野謙三君 赤字のはずであつたものが黒字である。而もその黒字といふものが、今余り具体的に言われませんでした。が、非常に大きな黒字である。電力会社はこれに對して、昨年は暖冬異変で非常な豊水であつたから、それによつて事業が非常にうまく行つたんだと、こういう答弁をしておられるのです。それは別として、あなたのほうでもこの黒字が赤字かといふことにつきまして、例えば今御説明の昨年度の上期が黒字であつた。又下期が全部でないけれども今までのところ黒字と推定される。これはどこを調査されてそういうふうなことになるのでしょうか。

○政府委員(中島征帆君) 私どものほうでは毎月各社の、各社と申しますと九つの電力会社のことを申上げておりますが、経理状況をとりまとめて、それによりまして過去の実績を調べ、又将来の推定をするといふことをいたしております。

○河野謙三君 報告を求めて報告数字を鵜呑みにしておられるのですか、それともあなたのほうで自主的に調査をしておられるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 法規上は毎月の月報をとることにいたしてあります。併しその数字は、この形式等はあらかじめきめられておられます。いろいろな様式によつてとるわけでありまして、会社の帳簿整理もその様式に基いてやられております。そこで出された数字が適正であるかどうか、又正確であるかどうかといふことにつきましては、その報告と別個に一々監査をいたしております。出されておる数字の正否は別途検討はいたしておるわけでありまして。

○河野謙三君 赤字のはずであつたものが黒字である。而もその黒字といふものが、今余り具体的に言われませんでした。が、非常に大きな黒字である。電力会社はこれに對して、昨年は暖冬異変で非常な豊水であつたから、それによつて事業が非常にうまく行つたんだと、こういう答弁をしておられるのです。それは別として、あなたのほうでもこの黒字が赤字かといふことにつきまして、例えば今御説明の昨年度の上期が黒字であつた。又下期が全部でないけれども今までのところ黒字と推定される。これはどこを調査されてそういうふうなことになるのでしょうか。

○政府委員(中島征帆君) 私どものほうでは毎月各社の、各社と申しますと九つの電力会社のことを申上げておりますが、経理状況をとりまとめて、それによりまして過去の実績を調べ、又将来の推定をするといふことをいたしております。

○河野謙三君 報告を求めて報告数字を鵜呑みにしておられるのですか、それともあなたのほうで自主的に調査をしておられるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 法規上は毎月の月報をとることにいたしてあります。併しその数字は、この形式等はあらかじめきめられておられます。いろいろな様式によつてとるわけでありまして、会社の帳簿整理もその様式に基いてやられております。そこで出された数字が適正であるかどうか、又正確であるかどうかといふことにつきましては、その報告と別個に一々監査をいたしております。出されておる数字の正否は別途検討はいたしておるわけでありまして。

○河野謙三君 赤字のはずであつたものが黒字である。而もその黒字といふものが、今余り具体的に言われませんでした。が、非常に大きな黒字である。電力会社はこれに對して、昨年は暖冬異変で非常な豊水であつたから、それによつて事業が非常にうまく行つたんだと、こういう答弁をしておられるのです。それは別として、あなたのほうでもこの黒字が赤字かといふことにつきまして、例えば今御説明の昨年度の上期が黒字であつた。又下期が全部でないけれども今までのところ黒字と推定される。これはどこを調査されてそういうふうなことになるのでしょうか。

○政府委員(中島征帆君) 私どものほうでは毎月各社の、各社と申しますと九つの電力会社のことを申上げておりますが、経理状況をとりまとめて、それによりまして過去の実績を調べ、又将来の推定をするといふことをいたしております。

ないところの電力会社の現場に非常に大きな含みがあるといふことは発見されておられませんか。

○政府委員(中島征帆君) これは現場に限らずでありますけれども、今年の上期のように、かなり水或いは石炭の關係で利益が出ております場合には、会社の経理といたしましては、それぞれの項目に或る程度の含みはこれは持たせておきます。併し現場の経理といふことにつきましては、例えば現場の手持の在庫その他そういったような事実につきましては、これは別に帳簿と違つておるといふことを今まで特に強く発見したことはないように記憶いたします。

○河野謙三君 そうすると、結論として、あなたのほうは、報告によるところの黒字以外に特に現場において含みが相当あるといふことは、あなたのほうには観察しておられますか、そういう判断に基いておられますか。

○政府委員(中島征帆君) 現場と申します。例えば償却でありますとか、洪水準備金でありますとか、そういうふうな各費目の項目におきまして、従来の経理と比べて今期のごとき場合にはかなり含みがあるといふことは、これは認めております。

○河野謙三君 そうすると、おもてに現れた黒字のほかに、更に含みが何分あるといふことがあなたのほうの大体の御認識ですね。

○政府委員(中島征帆君) その通りでございます。

○河野謙三君 もう一度伺いたいのですが、今償却の話が出ましたが、電力会社が一体現在償却は基準を幾らにしておりますか。

○政府委員(中島征帆君) 電力会社の償却は定率償却という税法上取扱ひになつております。併し普通は定率に相当する償却はできませんので、昨年までは定額償却のところをずつと償却をいたしておりました。今年の上期におきましては経理上余裕が出ましたので、定率に近い程度のところまで償却をいたしておりました。

○河野謙三君 具体的には五％ですか、六％ですか、何％ですか。

○政府委員(中島征帆君) これは設備によつて違つておりますが、水力につきましては、おおむね四十年度の償却でございます。それから火力が十五年ぐらいいですか、と思ひますが。

○河野謙三君 それは戦前の電力会社の償却の率と比較した場合にどうなつておりますか、低率になつておりますか、高率になつておりますか。

○政府委員(中島征帆君) 戦前どんな率でやつたか私もちよつと今記憶していませんけれども、恐らくは現在から類推いたしましたとしても、定率といふことでやりたいけれども、実際上はやつておらない。従つて現在残つております帳簿償却といふものが、当初から定率償却でやつたおつたならばこの程度であつたといふものに比べて非常に高くなつております。

○河野謙三君 そこで私は伺いたいのですが、今の決算の報告によつて、表面的な、向うから報告の決算に比べても、昨年赤字のはずであつたものが黒字になつた。上期下期を通じて……なおそのほかにまだ何分かの含みは当然想像される。それから償却のほうも私が聞いておる範囲では戦前よりも倍以上高率の償却をして

ようには私は承知しております。それで私はあまり友人じゃありませんけれども、電力会社なんているのは、修繕費をうんとかければ、それが即新しいものになるのです、大体が……です。から修繕費はたつぷりかけておいて、そして又償却率を高くとるといふやうなことは、これは非常に不正な経理だと思ひます。作爲的な経理だと思ひます。そういうことを一々挙げて来ると、非常に今度の電力会社の償上

の問題というものは、私は電力会社の経営者が先ず第一に公益性を少しも認識していない。ただ小さな営利会社の営利追求の觀念そのまゝの觀念において、電力会社がこの公益性の強い電力会社を経営しているといふことになると思ひ、結論は、そういう点においてあなたのほうは償上とか、償下といふやうなことは結論がまだ出ないやうであります。一体どういふやうにお考えになつておられますか。

○政府委員(中島征帆君) 今の点でございます。が、修繕費で落す場合には、それが又償却とダブルという点はこれはないことになつておまして、償却の方法を普通の償却で行くか、或いは修繕費で落すといふやうな取替へ償却の方法で行くか、どちらかを選ばしております。従つてその点においてはダブルはないやうになつておまして、全般的に見まして、今度の二十八年度の決算には大分含みがあると申しております。は、上期の利益といふものが多少そこで含みを持つて残つておるといふことを言つておるのであります。下期の見通しをする場合には、それも或る程度考へての収支を出さなければならぬ。当初から行きますと、下期に

は自億の赤字が出るということは、下期は当然の海水期でありますから当然懸いわけでございまして、今度下期に崩すというようなことをいたしまして、そういう点から含みが出て来るわけでありまして、そういうのを下期に削つて出すという考えで、従つて下期の決算が今後二月、三月の水の状況によつてどうなるかわかりませんけれども、大体そういうことを考えてみれば、年間を通じて、下期においても赤字決算はしないで済むんじゃないかというのが今までの私どもの見方でありまして、それから将来の問題でござい

ますが、現在までの見通しにつきまして、そういうふうなかなり材料が好転しておると申しますか、極めて経理がよくつておりますが、そのために二十九年度の値上の基礎が崩れるか、崩れんかというところにつきましては、これは一応又別の問題だと私は考へておるのであります、仮に私も考へて二十九年度の収支なり、或いは原価だけを檢討する場合には、九年度分だけをとらまして、それについての収支を考へるわけですが、それによつて一応結論が出ることでありまして、その場合にそれをどう動かすかというところは、その前に、仮に二十八年度の持越しの黒というものが非常に多額でありました場合には、それで賄ひ得る程度まで値上を抑えるということ

は次の手段として出て来るわけですが、又逆に言えば、それでは八年度においてすでに赤字になつたという場合には、それをカバーできるだけの引上を認めるかどうかという問題になつて来るわけですが、現在のところは、私も先ず二十八年度分だけを考へまして、一応それだけを純粹に原価檢討いたしておきまして、一応その結論が出ましてから、最終的にどういうふうな扱ひか検討したいと思つておられます。

○河野三君 ほかの委員のかたの御質問もあると思ひますから……これはあなたの御答弁を求めるのは少し無理かも知れませんが、新聞紙上伝わるところによると、四月からの値上は一応延期することになつた、但し八月以降においても一応再検討するというふうに承知しておりますが、その辺のところは、勿論これは大臣答弁に属するものじゃないかと思ひますけれども、一応あなたから個人の立場でも結構ですが、その場合の消息を漏らし願へば非常に結構だと思ひます。というの、特に農林委員会におきましては、今あなたがいらつしやる前にも陳情があつたのですが、農業用電力の問題、又もつと農家の大きな負担に転嫁されるものは肥料用電力の問題、こ

ういうものもありませんので、単にこれは四月の値上が八月に延期になつたというだけでこの問題は解決しないのでありますから、それらも含めて一応私質問いたしました以外のことでも、あなたが気が付きの点の一つ御答弁願ひたいと思ひます。

りますので、やはり四月一日からということになるわけでありまして、事務的にはそういう前提で検討いたしておりますが、併し実際にはそれがどうなるか、これは計算上はどうしても仮に四月一日から料金改訂をしなればならぬというふうになりまして、実際問題といたしまして、一日値上に間に合つか間に合はんかという、そういう手続上の問題もございまして、それから政府全体の方針というものもございまして、現在までのところ私もまだ一日に上げるかどうか、これは全然わからないので、結局現在検討の段階にあるので、それがきまつてから初めてこの点をはつきりするのだということ

を申しております。又大臣も終始一貫そういうふうな態度で国会等で答弁されております。それからあとに申されたい例えは農業用電力の問題でありまして、それから肥料に対する影響でありますとか、こういうものは現在私どもが原価の計算をいたしておりますが、仮に料金の改訂をいたしまして、殊に今度の場合におきましては、料金の制度そのものが変わるということになつておりますので、制度の変更によりまして、そういう方面に對しましてどういふ影響が現れるか。又この影響をできるだけ抑制するために、合理的にどういふふうな制度を作るべきかという点を十分慎重に且つ個別に検討いたしておきまして、大体その点につきましての見極めが付くまで、まだ若干日数がかかると思ひます。

○河野三君 一言だけ附加えますが、あなたも御承知のように、特に肥料用電力の問題は、前々国会から吉田内閣が確安の合理化をするために法案を出している。開発銀行の金を確安会社に投資して、そして五年の間に日本

の確安工業を世界の確安工業の水準まで持つて行こう、こういうことが今我々の委員会にかけられているわけですが、ところがまだ論議の途中に電力の問題が出て来て、これが若し電力会社の要求する電力値上が具体化すれば合理化どころの騒ぎじゃない。とんでもないことになつちやうなわけですね。こういうことも十分通産省の内部でも論議があつたと思ひますけれども、これらにつきまして今までの省内の論議の経過を一つ知らして下さい。

○政府委員(中島征帆君) その点はどう初めから我々も言われておりますし、又自分らとしても十分念頭においているわけでありまして、従つて特に料金改訂、殊に制度の改正の案が出て来ましたときに、ほかに問題がござい

ますけれども、特別に肥料の關係の電気料金というものはどういふふうになるか、又その値上率というものを抑制するために、どういふふうな方法が適當であるかというのを、当初からこれはもう随分周密に検討しておりました。また最終結論は出ておりませんが、まだ最終結論は出ておりませんが、できるだけ影響を少なく、仮に上げる

としたとしても、少くなるような方法を講じなければならんと思つております。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御質問はありますか。

○宮本邦彦君 今電力料金の問題について、新しい方式を検討中だといふような非常に含みのある御答弁がある

つたのですが、私も非常にその点については関心を持たなければならぬと思ひます。ということは、この電力料金というやつは、農業關係からすれば大きな問題になつて来ているのです。というのは、従来から電力料金の問題は、農業用の電力料金というものは戦前は大体において電力会社のほうから農業用に使つてくれというふうな、むしろそういう意味で、電力会社でも、同時に農林省でも両方とも電力を使うことを奨励したものなんです。で、恐らく排水設備や、そういうふうなものはあの時代にずっとできたのです。そして今もう一つは戦時中のガソリンの血の一滴というふうなあの考え方と両方で、今日の農業用電力というものは相当大きなウェイトを占めてしまつたんだ、さつきも申上げたように……ところがその農業用の電力

というものは、御存じのように、この農業というものは非常に採算というか、利益の薄いものであつて、非常に細かい計算をして実は僅かなところで設備が設備されたものなんです。そういう時代には、御存じのように特殊扱いというのを一時全部やめてしまつた。その後折衝によつて、お情けで特殊扱いを少し認めてもらつたというものが現状じゃないかと思ひます。今度電力料金の値上が行われると、採算点にも

う来でしまつて赤字になるというふうなものも今度出て来るのじゃないかと思ひます。今の何と申しますか、私も想定される値上率によつて、私も想定される値上率によつて、特に農林省と細かいお打合せをおやりになりましたか、今後やつてお行きになる予定でございしますか。

○河野三君 一言だけ附加えますが、あなたも御承知のように、特に肥料

用電力の問題は、前々国会から吉田内閣が確安の合理化をするために法案を出している。開発銀行の金を確安会社に投資して、そして五年の間に日本

の確安工業を世界の確安工業の水準まで持つて行こう、こういうことが今我々の委員会にかけられているわけですが、ところがまだ論議の途中に電力の問題が出て来て、これが若し電力会社の要求する電力値上が具体化すれば合理化どころの騒ぎじゃない。とんでもないことになつちやうなわけですね。こういうことも十分通産省の内部でも論議があつたと思ひますけれども、これらにつきまして今までの省内の論議の経過を一つ知らして下さい。

○政府委員(中島征帆君) その点はどう初めから我々も言われておりますし、又自分らとしても十分念頭においているわけでありまして、従つて特に料金改訂、殊に制度の改正の案が出て来ましたときに、ほかに問題がござい

ますけれども、特別に肥料の關係の電気料金というものはどういふふうになるか、又その値上率というものを抑制するために、どういふふうな方法が適當であるかというのを、当初からこれはもう随分周密に検討しておりました。また最終結論は出ておりませんが、まだ最終結論は出ておりませんが、できるだけ影響を少なく、仮に上げる

としたとしても、少くなるような方法を講じなければならんと思つております。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御質問はありますか。

○宮本邦彦君 今電力料金の問題について、新しい方式を検討中だといふような非常に含みのある御答弁がある

つたのですが、私も非常にその点については関心を持たなければならぬと思ひます。ということは、この電力料金というやつは、農業關係からすれば大きな問題になつて来ているのです。というのは、従来から電力料金の問題は、農業用の電力料金というものは戦前は大体において電力会社のほうから農業用に使つてくれというふうな、むしろそういう意味で、電力会社でも、同時に農林省でも両方とも電力を使うことを奨励したものなんです。で、恐らく排水設備や、そういうふうなものはあの時代にずっとできたのです。そして今もう一つは戦時中のガソリンの血の一滴というふうなあの考え方と両方で、今日の農業用電力というものは相当大きなウェイトを占めてしまつたんだ、さつきも申上げたように……ところがその農業用の電力

というものは、御存じのように、この農業というものは非常に採算というか、利益の薄いものであつて、非常に細かい計算をして実は僅かなところで設備が設備されたものなんです。そういう時代には、御存じのように特殊扱いというのを一時全部やめてしまつた。その後折衝によつて、お情けで特殊扱いを少し認めてもらつたというものが現状じゃないかと思ひます。今度電力料金の値上が行われると、採算点にも

う来でしまつて赤字になるというふうなものも今度出て来るのじゃないかと思ひます。今の何と申しますか、私も想定される値上率によつて、私も想定される値上率によつて、特に農林省と細かいお打合せをおやりになりましたか、今後やつてお行きになる予定でございしますか。

○河野三君 一言だけ附加えますが、あなたも御承知のように、特に肥料

用電力の問題は、前々国会から吉田内閣が確安の合理化をするために法案を出している。開発銀行の金を確安会社に投資して、そして五年の間に日本

の確安工業を世界の確安工業の水準まで持つて行こう、こういうことが今我々の委員会にかけられているわけですが、ところがまだ論議の途中に電力の問題が出て来て、これが若し電力会社の要求する電力値上が具体化すれば合理化どころの騒ぎじゃない。とんでもないことになつちやうなわけですね。こういうことも十分通産省の内部でも論議があつたと思ひますけれども、これらにつきまして今までの省内の論議の経過を一つ知らして下さい。

○政府委員(中島征帆君) その点はどう初めから我々も言われておりますし、又自分らとしても十分念頭においているわけでありまして、従つて特に料金改訂、殊に制度の改正の案が出て来ましたときに、ほかに問題がござい

ますけれども、特別に肥料の關係の電気料金というものはどういふふうになるか、又その値上率というものを抑制するために、どういふふうな方法が適當であるかというのを、当初からこれはもう随分周密に検討しておりました。また最終結論は出ておりませんが、まだ最終結論は出ておりませんが、できるだけ影響を少なく、仮に上げる

としたとしても、少くなるような方法を講じなければならんと思つております。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御質問はありますか。

○宮本邦彦君 今電力料金の問題について、新しい方式を検討中だといふような非常に含みのある御答弁がある

つたのですが、私も非常にその点については関心を持たなければならぬと思ひます。ということは、この電力料金というやつは、農業關係からすれば大きな問題になつて来ているのです。というのは、従来から電力料金の問題は、農業用の電力料金というものは戦前は大体において電力会社のほうから農業用に使つてくれというふうな、むしろそういう意味で、電力会社でも、同時に農林省でも両方とも電力を使うことを奨励したものなんです。で、恐らく排水設備や、そういうふうなものはあの時代にずっとできたのです。そして今もう一つは戦時中のガソリンの血の一滴というふうなあの考え方と両方で、今日の農業用電力というものは相当大きなウェイトを占めてしまつたんだ、さつきも申上げたように……ところがその農業用の電力

というものは、御存じのように、この農業というものは非常に採算というか、利益の薄いものであつて、非常に細かい計算をして実は僅かなところで設備が設備されたものなんです。そういう時代には、御存じのように特殊扱いというのを一時全部やめてしまつた。その後折衝によつて、お情けで特殊扱いを少し認めてもらつたというものが現状じゃないかと思ひます。今度電力料金の値上が行われると、採算点にも

う来でしまつて赤字になるというふうなものも今度出て来るのじゃないかと思ひます。今の何と申しますか、私も想定される値上率によつて、私も想定される値上率によつて、特に農林省と細かいお打合せをおやりになりましたか、今後やつてお行きになる予定でございしますか。

○河野三君 一言だけ附加えますが、あなたも御承知のように、特に肥料

○政府委員(中島征帆君) 農業用電力

につきましては、お話の通りに従来いろいろな経緯があつたわけでありまして、戦後はいわゆる特殊電力という制度がなくなりまして、實際上或る程度そういうふうに取り扱つておるといふ事は御承知の通りであります。今度の新料金制度につきましては、もとより戦前と同じような特殊、期間常時とかいうような制度を復活するといふようなことも考えられておりますが、やはり現在の料金制度と申しますか、料金原価の算定方式、これは公益事業令で定まつておりますが、いわゆる原価主義になつておりました、使つて用途の如何を問はず、そこに送る電力の原価がどうなるかといふことを個別に算定して、その原価で供給するといふ建前をとつております関係上、例えば農事用であるからといつて安くするといふことは、そういうふうには参らんわけです。そこで、できるだけ合理的にその辺の辻褄を合わせるためにいろいろな面を考慮するわけでありまして、農業用につきましては、幸いに丁度豊水期が農繁期に当るといふわけでありまして、そういう関係からいたしまして、いわゆる特殊とか、期間常時的な考え方を取入れまして、結局払ふべき料金というものが一般のあれに比べて若干安いというふうになりますし、現在のベースがそれほど変らんようにといふことで今工夫いたしておるわけでありまして、その点につきましては、恐らくそういう結果になるのじやないかと思つております。

○宮本邦彦君 改良局長に關連してお尋ねしたいのですが、これは大事な問題なんです。はつきり言えば……戦

前にディーゼル・エンジンなんかを特

に電気に切換えたといふようなものが最近非常に不安を感じておる。これが又上るといふことになる、恐らくもう一度モーターをディーゼル・エンジンに変えなければならぬといふような事態が起つて来るじやないか、そういう今御説明のようなお話を承るという、原価主義で行くと、末端の今までの既設の施設ではともかくやつて行けた。今度値上をして原価主義で行きますといふと、これは農業経営は成り立たぬといふようなものが出て来るじやないか。こういう場合場合に農林省としてはどういふお取扱いをされますか、そういう何かお考えはありますか、承りたいと思ふ。

○政府委員(堤見友之助君) 農林省全

体としての方針というわけでは、私からはちよつとお答えにくいわけですが、いいます、大体非常に高率な値上といふふうなことになるかと、おつしやるような結果を招来しないとも限らないし、それで電動機からディーゼルその他内燃機のはうに変えるといふならば、それだけの金も又かさむわけですから、一応私のほうにいたしましては、通産省に対して値上は反対といふふうな申入は公文書を以ていたしてある、こういう状態で、聴聞会のほうも最近聞くところによりますと三月の上旬から各地でやるといふふうな形になつておりますので、それ、関係の団体或いは関係の県庁その他のほうにも連絡をいたして、それで農業上の事情を十分電力会社側のほうへ伝えるように手配をしている、こういう状態でございいます。

○宮本邦彦君 農業用の原動力として

は、実際は私は石油系統の油のほうに

余計に使われるようなのが現状じやないかと思つておるのですが、調整機だとか、今申上げました排水、用水のポンプとかいふようなものは、これは電力にすべきが本当じやないか、又日本油といふものの資源の關係からしても、当然今後はそういう農繁期でも電力といふものに動力源を求めなきゃならぬ私は困窮じやないかと思ふ。そういう場合に、この電力料金の値上といふような問題のたびに方式が変るといふようなことは、これは全く日本の農業にとつては大きな問題ではないかと思ふのです。これは単に今度の値上問題といふ問題ばかりでなく、もつと根本的に一つの方針が立ち立

つて行かぬやいけぬものだといふふうなまあ私も考えられるのです。が、そういう点について私はもう質問はこのくらいで打ち切りますが、今後とも両省でお考えになるときに、そういう深い考え方で一つ方式をお考え頂きたいと思ひます。何か御意見があれば私承つてもいいのですが、私からはそれだけ申上げておきます。

○政府委員(中島征帆君) 農業電力の

点につきましては、私先ほど申上げましたが、今度は制度改正のために、現在行われている農業用電力の料金がどう変わるかといふ問題にしたいと思います。今度仮に今のような調整を加えまして、新しい電力の料金というものがきまりますと、これはこの制度が根本から変らない限りは大体それで行ける、こういうことになるかと思ひます。将来、今の制度はこれは東北と北

陸だけは今度一本料金化したしますすが、残りのあとの地区は二段料金制度

をとつておりますが、将来は一体化す

るといふ、それだけの变化はございませう。この制度の根本は、若し変りまして大体その考え方は持ち続けかと思ひますので、それにつきまして、又只今御意見のごとき、全体的な見地から検討を加える余地があれば勿論別問題であります。が、それでない限り、ただ別の面から料金の変わるたびに変わるという御心配はないようにいたしたいと思ひます。

○重政廣徳君 この電力料金は勿論農

業関係なり、肥料なり、用水、排水に非常に大きな問題があるのですが、農業関係のみならず、これは大きな問題で、実は委員会でもなしに、別の席で、一月に経済審議庁から責任者に來てもらつて、会社の案を二日に亙つて検討をいたしたのでありますが、どうも経済審議庁は上げるといふことを前提として説明をその場合にしたのでありますが、我々はその場合断然承服できない。理論も立たない。内部の合理化というやうなことはちよつとも考えられておらん。なお供給が増大する、人員とすべての費用を十分に見積つていないといふやうな案で極めて承服できない案であつたのであります。で、上げないといふことを前提にして一つ案を作つて來いといふことで打切つたのですが、その後、今お話のありましたように七月から上げるとか何とかと新聞で拜見いたしましたのでありますが、通産省のほうでは、経済審議庁とのその後の折衝でどういふ方向に向つておられますか。

○政府委員(中島征帆君) 料金問題につきましては、審議庁のほうとは根本的な考え方につきまして、大分前にいろいろ意見の交換をしたことはござい

ますけれども、具体的な数字の検討に入りましてからは余り連絡はとつておりません。通産省だけで検討いたして

○重政廣徳君 そうすると、通産省は

これを上げないといふ案を一つ作つて、そしてその方向で経済審議庁と折衝をしてもらいたいと思ふのです。今仮定の下にこの農林委員会が排水電気料をここで論議しても仕方ないと思ふのです。どうしても上げねばならぬといふことになれば、通産省のほうからも、どういふ理由で上げねばならぬかといふ案を一つお示し願ひたいものである。

○政府委員(中島征帆君) まだ検討中

でございまして、いつ頃になりましてそういうふうな案がございませうか、ちよつと今のところは私にお答えいたしかねますけれども、その時期になりましてからお示ししたいと思ひます。

○上林忠次君 先ほどもお話が出まし

たが、肥料に対する供給電力の値上が影響する問題で、肥料に対しては特殊な安い電力を供給したいといふやうなことも聞いておりますが、それは余つた豊水期の電力、余つたやつを使つてもらう。それを特に安く、小口電力のほうに値上を少くして大口のほうは上げる。併し肥料のやうな大口のものに対しては特殊なやうな安い電力を供給して、そして肥料の単価を上げないといふやうな話を聞いております。それでどの程度そういう工合に持つて行くか。勿論施設の状況と噛み合せてやらぬと、遊休施設の状況と噛み合せてやらぬと、又職員の数にも関係します。どの程度のやうなやうな特殊

ですが、どの程度のやうなやうな特殊

○政府委員(中島征帆君) 小口と大口と料金の値上率が非常に違うというのとでなくて、仮に同じであるといつたとしても、肥料におきましては、現在割当制度によつて比較的優遇された割当をもらつております。そのためにいわゆる追加料金という高い電気料金を支払わないでおりますために、電力の単価が非常に安く使われております。

ところが今度の制度によりますといふと、いわゆる二段料金を或る程度まで加えなければならぬような仕掛けになつておりますので、そうするといふと、仮に値一を全然いたしませんでも、優遇されておつた肥料等の工場は前と比べると割合と高い電力を使わなければならぬ、こういう結果になると思ひます。そこでそれを防ぐために、今お話の出来ましたような特殊その他夜間電力でありますとか、原価の安い電氣を使つて、昼間のやつと込みに入つてしまして、その総合したものが従来と

比べてそう値上にならないというよう
なことになるように、一つ／＼の工場
につきまして検討いたしておるわけで
ありますが、従つてそういう安い電力
と高い電力の組合せをやりますと場合
に、仮に計算上は、それは手頃な値段
が出たといたしましても、実際電力
が出たとしてもその工場の実態から言
うと、そんなものももらえないという
うなものであれば意味がございませ
んので、そういうふうな点からも、電

どる程度になるかということばちよつと手許にございませんが、そういう考え方でやつております。

○上林忠次君 理額はそういうところへ行くかと思いますが、安い電力を廻す、それで高くしないようにするということとは、表面はそうなつておりますが、實際的に経営が合理的にできないというところにならないように、恐ら

とか、企業の合理化なんか言つておられますが、我々日本で今の単価を五カ年間のうちに十ドル下げる見込みがあるとしても、五年のうちに国際市場の価格が又下る、我々がよく追いつけない時分には又一步進んでおるといふことで、日本の肥料界が常に国際市場に頭を出すことができないというやうなことになろうと思ひますので、この肥料会社に対する電力の料金、これについては真剣に一つ考へて頂きたいと思うのであります。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、補助金等の臨時特例等に関する法律案、この法律案を議題にいたします。

本法律案は、去る二十三日内閣から予備審査のため提出せられ、どの委員会に付託されるか、まだきまつていないのでありますが、その内容を見ましますと、農林行政に至大な関係があり、特に例えば農業改良助長法に基く補助等の特例等は、実体的には農業改良助長法の一部改正案でありまして、これ

法律案のうち、農業関係の部分につきましては、大蔵省当局からの説明を聞きまして、続いて質疑を願ひ、更に今後措置をおきめ願ひたいと存じます。先づ大蔵省の柏木主計官が見えておられますから御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員（柏木雄介君） 二十九年度の予算につきましては、御承知の通りの

常な緊縮予算を編成しなければならぬ。経済情勢にありまして、どうしても異常な緊縮予算になりまして、その大きな方針の下にできるだけの緊縮を図り、その際補助金等につきましてもその内容を吟味いたしまして、この際負担力の関係等で整理し得るものは整理する、或いはこの際中央並びに地方財政の総合的な調整を図ることによりまして、それによつて補助金等の整理を図るといふ大方針の下にいろいろやつてきた次第でございますが、農林省の關係におきましては、只今委員長から

お話がありました農業改良助長法の關係におきましては、改良普及員の補助率を従来の三分の二から二分の一にすることにいたそうということで予算の編成ができておりまして、これは当然に農業改良助長法の改正を要する次第でございますので、ここに法律案の審議をお願いしておる次第でございます。農業改良普及員の補助率の調整ということは、何も農業改良普及員の要性を軽く見るとか、或いは農業改良

の経費を國で補助するといふ事であるといふ事だ。

○委員長(片柳實吉君) その内容は農業改良助長法以外にはございませんか、家畜伝染病だけ……。

○説明員(柏木雄介君) 次に、家畜伝染病予防法の関係の補助率の關係におきましては、従来全額の國庫補助のありました寄生虫病の發生予防關係の終

率を二分の一に減らすということと予算を編成いたしましたて、又ここに法律案の御審議をお願いしておる次第でございますが、これは寄生虫という病気は、伝染病といつても非常によくあるものな病気でございまして、こういうものでも國が全額補助しなければならぬという性質かどうか。それから寄生虫病の予防に必要な経費というものは誠に些細な経費でございまして、こういうものに對して少額の補助金を出さなければならぬといふことは、而も全額出

すということは如何かということ、これは補助金というものは一般に補助率が二分の一でございますから、このいうものは今後は二分の一にいたさるゝということ、で予算の編成をいたし、法律案の御審議をお願いしておる次第でございます。

○江田三郎君　この扱い方はこれは体どうなんでしょうか。我々のほうで林関係だけをやつて行く。文部委員会は文部だけやるということになると、

只今の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきましては、只今説明を聴取いたしました。この法律案の審議の方法につきましては、当委員会といたしまして別途御相談をいたしたいと思ひます。今日では説明聴取にとどめたいと思ひます。

○委員長(片柳真吉君) 次に、清掃法案を議題にいたします。

本法律案は、去る一月二十八日以内に閣から予備審査のため提出せられ、同日厚生委員会に付託せられたものでありまして、本法律案は当委員会にも深い關係を持つておるものと認められますので、政府当局から説明を聞き、質疑を行い、当委員会としての措置をおきめ願いたいと存じます。厚生省の環境衛生部長。

○政府委員(楠本正康君) 只今御指名

御説明申上げたいと思います。

現在都市の清掃事業は汚物掃除法によつて実施をいたしておりますが、これは都市人口僅か二千万当時の明治三十三年の代物でありまして、都市人口が倍以上に膨脹いたしました現状といひましては、どうしても時代に適し得ないろくな問題点がございします。これらの問題点を解決するために今回新たに清掃法を考えたわけでござ

います。特に農村関係等と密接な関係ある部分に重点をおいて御説明申し上げますと、先ず第一に、現在都市の尿尿というものの、或いは塵芥は人口の膨脹によりまして著しく増えたりしております。これは申すまでもないことでござい

ます。ところがこれを受入れるところの農村側の需要は、最近有畜農業の普及、或いは化学肥料の普及というふうなことで、並びに一般に農村の青年がこの尿尿のようなのを余り使いたがらんとする。ところが都市の尿尿というものの農村に還元が思ふ以上に参らなくなつたわけでありまして、そのためにどうも困つたことが各所に起きまして、不法投棄或いはその他いろいろ問題が起きております。そのために河川或いは東京湾等の近海が著しく尿尿に汚染されまして、場合によりまして漁業等にも影響を来たして居るというふうな状況でござい

ます。そこでこれに關しましては、私も一応これを衛生的に処理して処分するということを今回一つ規定をいたしまして、農村に還元できない部分は勿論これは処分しなければならぬが、これを衛生的に処理するといふことを規定したわけでありまして、現在焼却するといふ方法で行われておるわけでも、施設の關係等もありまして、余り焼却等も行われず、主として埋立てといふ名前に置きまして、単に適當な場所に積んでおくといふような状況でございまして、これが又環境衛生上悪臭その他

の害があるばかりではなく、そこから漏れますところの水が、地下水等に混入いたしまして飲料水をいため

る、場合によりましては農作物等に影響を来たすといふようなところもかなり出ておるのであります。従つてこれらの都市の塵芥につきましても、これを完全に処理する建前をとつて進んだわけでありまして、

なお、もう一つ特に關係のある点につきましては、私もこれはこれを全国的に一律に実施しようという意思もございせん。そこで、都市並びに特に必要な都市の性格を持つた町村のみに限つてこれを実施する建前といたしておる次第であります。かような実施地区におきましては、生尿尿をそのまま畑に使うことは実は禁止をいたしておるのであります。或る一定の基準に従つて処理したもののみを、かような都市並びに都市の性格を持つたところにおいては実施するといふ方法をとつたのであります。これが考えようによりまして、農村の營農形式等に非常な負担がかかるのじやないかというふうなことも当然考えられますが、併しながら全国的にかようなことを実施するわけじやございせんので、単に都市だけで実施をする、こゝういふこと

でございまして、極めて稀に都市の中にある營農者が若干のこの制約を受けるということになる場合もあるかと考えられます。

それから次に、かような都市の性格のほかに、現在観光地等季節的に人の集まる地域の衛生状態が極めて不良でございまして、例えば富士五湖にいたしましても、上高地にいたしましても、極めて不良な状況にありまして、これらに対しましても若干の規制をいたしたいと、かように考えておる次第であります。これは必ずしも農村

關係等に著しい被害はないと思ひます。ただこの場合にも、かような都市の実施方式を準用いたします關係で、観光地の生尿尿の使用といふことは今後若干の規制を受けるという結果になると思つております。

然らば、今後対策として何を考えるかといふ点が一番の問題点だらうと存じますが、私もこれは現在尿尿処理は、これは理想から申しますれば、下水道による水洗便所によつて処理することが最も理想であります。併しながら我が国の現状をいたしましては、市の面積の五、六分の一が普及するといつたとしても五千億余りの経費がかかりまして、到底これは背負い切れない負担である。そこで取りあえず私も消化槽といふものを設けまして、消化槽に尿尿をぶち込みまして、水分と固形分とに分けて完全に衛生的に処理し、水分はきれいな水でありますから、これを川にそのまま放流する、或いは海に放流する、固形分はこれを農村に還元するといふ行き方とりたいと考へております。この農村に還元ができません。一つの原因は、これは輸送力の問題があるのであります。例えば東京都の尿尿も青森県に持つて行けば喜んで使つてくれるのでありますけれども、何分にも多量の水分の關係から、さういふことは不可能でありますので、一応水分と固形分とを分離することによつて量を減らせば、尿尿としての農村還元は容易となりますので、かような方法を仕組んで参りたいと考へております。なおこれらの消化槽の施設は、将来下水が完備した場合には、これをそのまま下水道の終末の処理場として活用するこ

とができるわけでありまして、つまりなか／＼下水のパイプが普及できま

す。この場合、従来はこれを營業と申しますか、この仕事を殆んど何らの規制もしていなかつたのであります。が、そこでいろいろ問題が起きております。例えば簡単に仕事をするため

に川へでも何でもぶつ散らかしてしまふといふような事態もかなりある。又一方汲取料等も過大に要求するといふようなところもありませんが、今度これらの營業を許可制にいたしました次第であります。許可制にいたしましたので一定の制約を付して行くことに相成ります。そこで問題は、今後農業協同組合等が仮に或る市の尿尿を系統的に汲取るといふような場合には、一応許可の制約を受けるということに相成ります。これらも現段階においては當然なことだらうと存じておる次第であります。

大体以上が特に農村關係の方面との關係において主な事項でございまして、なお現在我が国におきます尿尿の排泄量といふものは、大体米の倍と私どもは換算をいたしております。約一億七千万石程度であります。一人一日五合五勺と私どもは換算いたしております。それで一億六、七千万石であります。これを約九〇％は農村に還元をされております。僅かに一〇％が下水、或いは浄化槽、或いは海洋等その他に不法的に埋没その他の処分が講じられてゐるわけでありまして、それらの農村に還元されております尿尿を大体化学肥料に換算いたしますと、約二百五十億円に該當いたしまして、大体化学肥料の四分の一がこれら尿尿によつて解決されておる、こゝういふまあ恰好に相成ります。まあこれは参考までにちよつと申上げておきます。以上であります。

とがでるわけでありまして、つまりなか／＼下水のパイプが普及できま

す。この場合、従来はこれを營業と申しますか、この仕事を殆んど何らの規制もしていなかつたのであります。が、そこでいろいろ問題が起きております。例えば簡単に仕事をため

に川へでも何でもぶつ散らかしてしまふといふような事態もかなりある。又一方汲取料等も過大に要求するといふようなところもありませんが、今度これらの營業を許可制にいたしました次第であります。許可制にいたしましたので一定の制約を付して行くことに相成ります。そこで問題は、今後農業協同組合等が仮に或る市の尿尿を系統的に汲取るといふような場合には、一応許可の制約を受けるということに相成ります。これらも現段階においては當然なことだらうと存じておる次第であります。

大体以上が特に農村關係の方面との關係において主な事項でございまして、なお現在我が国におきます尿尿の排泄量といふものは、大体米の倍と私どもは換算をいたしております。約一億七千万石程度であります。一人一日五合五勺と私どもは換算いたしております。それで一億六、七千万石であります。これを約九〇％は農村に還元をされております。僅かに一〇％が下水、或いは浄化槽、或いは海洋等その他に不法的に埋没その他の処分が講じられてゐるわけでありまして、それらの農村に還元されております尿尿を大体化学肥料に換算いたしますと、約二百五十億円に該當いたしまして、大体化学肥料の四分の一がこれら尿尿によつて解決されておる、こゝういふまあ恰好に相成ります。まあこれは参考までにちよつと申上げておきます。以上であります。

とがでるわけでありまして、つまりなか／＼下水のパイプが普及できま

す。この場合、従来はこれを營業と申しますか、この仕事を殆んど何らの規制もしていなかつたのであります。が、そこでいろいろ問題が起きております。例えば簡単に仕事をため

に川へでも何でもぶつ散らかしてしまふといふような事態もかなりある。又一方汲取料等も過大に要求するといふようなところもありませんが、今度これらの營業を許可制にいたしました次第であります。許可制にいたしましたので一定の制約を付して行くことに相成ります。そこで問題は、今後農業協同組合等が仮に或る市の尿尿を系統的に汲取るといふような場合には、一応許可の制約を受けるということに相成ります。これらも現段階においては當然なことだらうと存じておる次第であります。

大体以上が特に農村關係の方面との關係において主な事項でございまして、なお現在我が国におきます尿尿の排泄量といふものは、大体米の倍と私どもは換算をいたしております。約一億七千万石程度であります。一人一日五合五勺と私どもは換算いたしております。それで一億六、七千万石であります。これを約九〇％は農村に還元をされております。僅かに一〇％が下水、或いは浄化槽、或いは海洋等その他に不法的に埋没その他の処分が講じられてゐるわけでありまして、それらの農村に還元されております尿尿を大体化学肥料に換算いたしますと、約二百五十億円に該當いたしまして、大体化学肥料の四分の一がこれら尿尿によつて解決されておる、こゝういふまあ恰好に相成ります。まあこれは参考までにちよつと申上げておきます。以上であります。

とがでるわけでありまして、つまりなか／＼下水のパイプが普及できま

す。この場合、従来はこれを營業と申しますか、この仕事を殆んど何らの規制もしていなかつたのであります。が、そこでいろいろ問題が起きております。例えば簡単に仕事をため

に川へでも何でもぶつ散らかしてしまふといふような事態もかなりある。又一方汲取料等も過大に要求するといふようなところもありませんが、今度これらの營業を許可制にいたしました次第であります。許可制にいたしましたので一定の制約を付して行くことに相成ります。そこで問題は、今後農業協同組合等が仮に或る市の尿尿を系統的に汲取るといふような場合には、一応許可の制約を受けるということに相成ります。これらも現段階においては當然なことだらうと存じておる次第であります。

とがでるわけでありまして、つまりなか／＼下水のパイプが普及できま

す。この場合、従来はこれを營業と申しますか、この仕事を殆んど何らの規制もしていなかつたのであります。が、そこでいろいろ問題が起きております。例えば簡単に仕事をため

に川へでも何でもぶつ散らかしてしまふといふような事態もかなりある。又一方汲取料等も過大に要求するといふようなところもありませんが、今度これらの營業を許可制にいたしました次第であります。許可制にいたしましたので一定の制約を付して行くことに相成ります。そこで問題は、今後農業協同組合等が仮に或る市の尿尿を系統的に汲取るといふような場合には、一応許可の制約を受けるということに相成ります。これらも現段階においては當然なことだらうと存じておる次第であります。

大体以上が特に農村關係の方面との關係において主な事項でございまして、なお現在我が国におきます尿尿の排泄量といふものは、大体米の倍と私どもは換算をいたしております。約一億七千万石程度であります。一人一日五合五勺と私どもは換算いたしております。それで一億六、七千万石であります。これを約九〇％は農村に還元をされております。僅かに一〇％が下水、或いは浄化槽、或いは海洋等その他に不法的に埋没その他の処分が講じられてゐるわけでありまして、それらの農村に還元されております尿尿を大体化学肥料に換算いたしますと、約二百五十億円に該當いたしまして、大体化学肥料の四分の一がこれら尿尿によつて解決されておる、こゝういふまあ恰好に相成ります。まあこれは参考までにちよつと申上げておきます。以上であります。

とがでるわけでありまして、つまりなか／＼下水のパイプが普及できま

○佐藤清一郎君 その施設は、いわゆる最終処理の溜池なり何なりの施設は、厚生省でその処理についての予算をとつてあるのですか。

○政府委員(楠本正康君) これは消化槽は予算がつてございませう。なおこれらの経費は主として従来起債に依存いたしてございませう。起債が大部分、一部補助と、こういう恰好になつております。

○佐藤清一郎君 生の人糞尿を使うことができないということについては、これはいたし方ないと私考えませんが、その乾糞ですね、固めた固形のものには請負業者によつて処理されるというふうになると思いますが、こういうことになるわけですか。

○政府委員(楠本正康君) この都市の糞尿処理の施設としての消化槽におきましては、固形分と水分とに分けた場合、これは極めて大掛りな施設でありますので、かようなものを運営いたしますのは市の直営で運営をいたします。従いまして市が責任を持つてその糞尿を農村に還元するという方式でございませう。現在東京都においてもさういふに実施いたしております。ただ民間業者と申しましようか、請負によつてやりませう処理は、主として各家庭の汲取り、運搬、それから燃るべき場所を持つて行く、そして処分するということが請負によつて行われておるわけでありませう。それからなお固形分と申上げました処、消化槽そのものにおきましては、これは泥のような仕組に固形分がなりまして、更にこれを乾燥すれば御指摘のように乾燥肥料になりますけれども、これは乾燥するまでには又その施設がかかりませうので、一応私どもは従来

も、或いは今後も差当りは泥のような泥状で農村還元を図つて行く方針であります。併しこれは予算さえあれば乾燥肥料にします。なお都市或いはその周辺において、農家で生肥料を使つてはならぬという場合には、これは堆肥のような形或いは腐熟させるということとさせていただきます。これはもう結構でありまして、別に必ずしもむずかしいことは奨励しないつもりであります。

○佐藤清一郎君 私はいつそのこと、それをもつと固形分にして十分に依存ができるような完全な処理をすべきだと思つてゐます。これはどういふうな計画でおやりになるかわかりませうが、農村にこれが若し本当に概算して二百五十億もあるといふものを、泥状のまま使わせると言つて見たところ、それからその都会の周辺のこれは輸送力から見ても、或いは現在の化学肥料の含有窒素の使いやすさ、又相当に今日では安くなつておるといふような現状から見ても、なか／＼泥状のまま使い切れませう。従つてその処理に又必ずや困つて来るであらうと私は想像するのでありますが、そういうふうな折角魂作つて仏を入れないといふような措置は、甚しくどうも農村から見ても好ましくない処理だと私は考へるのです。何とか折角考へるならばもう少し科学的な処理をせられるように希望いたします。

○関根久蔵君 この清掃法案にあるように、清掃事業の能率的な運営によつて都市の生活環境を綺麗にするというところにございまして、これは公衆衛生の見地から勿論であります。提案の理由にもあるやうであります。汚い物を処理した、その汚い物のそ

の後の利用問題については説明がないのでありますが、ところがこれは又我が国の農業には非常に重大な問題であります。古くからこれは都市を綺麗にするという要請から尿尿や糞尿の利便を図つておるのであります。例へば尿尿につきましては、農林省の推定によれば、昭和二十六年中に全国において農業上利用した量は約二千六百万トンであります。そのうちに含まれております尿尿の成分を化学肥料に換算いたしますと、確安にして約十七、八万トン、過磷酸にして十六、七万トン、加里が十二、三万トン、極めて大量に達しておるのであります。これは勿論全国のことでありまして、これを本法の適用対象地域であります特殊利用地域だけについて見ても、大体一割乃至二割くらいに当ると見込まれておるのであります。極めて視察することのできない量になつておる。そしてその肥料価を主要肥料の価格から換算すると、尿尿一石約五十貫といつたしまして、約百五十貫くらいと見積られておるのであります。今やその供給を前提として我が国の農業生産の、農業経済はこれは現状維持、その供給に支障を来たさない、来たすやうな場合には容易ならざる結果を来たすことになるのであります。特に大都市周辺の所ではさういふことは非常な大影響を及ぼし、従つて本法の適用に当りましては、かかる農業上の現実を重視しなければならぬと存するのであります。

○政府委員(塩見友之助君) 大体あの数字は私のほうでも作りました数字でございませうが、方針といたしましては、やはり現実の経済問題として考へた場合には、只今お話のありましたやうに、尿尿の価値というふうなものは、成分換算で申上げますと、化学肥料に換算して大体一石当り百五十貫くらいになると存じます。それよりも大体は安い価格で現実には農家の手に渡つておる、こういう状態から見ますと、やはりその近郊農村の需要がある限りにおいて、そういうふうなものはやはり続けて行きたい、合理的に利用させて行きたいと私のほうとしては考へておるわけでありませう。又それに必要な貯溜槽等につきましては、農林漁業金融公庫等におきまして処理施設の融資をやつておる、こういうふうな関係になつておりました。二十八年度においては大体すでに決定したものは五百萬圓くらい、まだこの上相決定するものと、こういうふうな考へております。申込全体として約一千万圓、六十七カ所の申請がある、こういう状態では奨励をして行きたい。で、農協その他の農業団体のほうからの共同施設については、できるだけのことを我々進めて行きたいと考へております。

○政府委員(楠本正康君) 厚生省といつたしましても、都市の尿尿の唯一の出口は、これを農村に肥料還元という建前で今後も進んで参りたいと存じております。ただ問題は、最近この数年特に都市の尿尿量の増加するに反比例いたしまして、農村の需要が激減しておりましたために問題がむしろ起るのでございませう。私どものほうはいたしましては、農村がもつと都市の尿尿を引

取つてくれれば、海洋投棄であるとか、いろ／＼な所にいろ／＼な不衛生な問題を起さず済むわけでございます。従いまして私どももいたしましては、もつと還元しやすい形にして行こうというのをしつと、而も衛生的な処理を考へたいというのが方針でございます。

○関根久蔵君 本法の第十一条におきまして、清掃地域の尿尿は所定の基準によらなければ肥料として使用してはならないといふことになつておりますが、省令で定める基準とは如何なるものを予定されておるのでございませうか、それからその基準となる方法による場合、これに必要とする経費は如何ほどでありますか。三は、右の経費に對して国においてこれを負担する措置が講ぜられておりますか。かかる規定は政府において予算的用途が十分でなければ、肥料としての使用者に對して強いがたきを強いることになりませう。又都市の清掃施設の現状から言ひましても、却つて処理の不合理を招来するやうなことになる。只今のお話にありました通り農林省のほうは使わせたい、厚生省のほうも使わせたいが、使うほうが必要がないのだ、こういうふうな、この間の調整を図らなければ両々相待つてうまく行かないと思つておりますが、それに対しまする両御當局の御見解をお伺いしたい。

○政府委員(楠本正康君) この省令の基準、尿尿を使う場合に省令の基準によらなければならぬといふことに相成つておりますが、その省令の基準をいたしましては、まあ堆肥化するか、或いは腐熟させる、或いは覆土、埋没覆土の方法をとり、生でも覆土す

ればよろしい、こういう一つの考え方を
持つて進んでおります。ただこの問
題は肥料価値をいかに、都市のこ
とでありますので、環境衛生上或いは
悪臭の問題、かような点を考慮しての
ことでもあります。だから必ずしも全部
を肥料として考えておらんわけであり
ます。次にこれらの地域は、そこにも
書いてございまして、全国地域では
ございせん。藩県を特別に実施いた
します地域、つまり都市でございまし
て、少くも市でございまして、従いま
して市の中でも、一方におきましては
第四条に示してあると存じますが、
余り人口の稠密してないところは除
いて行く方針になっております。専ら
市街地だけに限るわけでございます。
従いまして、さような地域にさう多く
の農業経営者は先ずおられないであ
う見込みでございまして、従いまし
て、これらに要する経費というよう
なものもさう多くはなからうと存じま
すが、なおこれらに対する国の補助に
つきましては、目下厚生委員会におき
ましても、この補助規定、補助の問題に
つきまして問題が起つておりますの
で、この点は今後研究をいたしたいと
存じます。併し現在成立いたしてあり
ます範囲におきましては、かような
個々の農家の使います貯溜槽或いは
腐熟槽というようなものにつきま
しては補助はございせんが、この点は今
後考へて参りたい所存でござい
ます。ただ私どももいたしましては、できる
ことならば全国的にかようなことを早
くはいたしたいのでありますが、そん
なことを今しても、従らに営農形式に
混乱をいたしますし、又金も思ふよう
にならないというようなことで採めて

おりますが、併しながら畜生虫の蔓延
或いは赤痢の流行、かような点を考
へますと、将来はこれは理想ではありま
すけれども、できるだけ腐熟した尿尿
を使うような方針に厚生省として進み
たいと考えております。

○政府委員(垣見友之助君) この尿尿
の使用法の制限につきましては、厚
生省令を定めるときに農林省も打合せ
して頂いて内容をきめる、こういうふ
うなことに申合せをしてあるわけでござ
います。その内容がきまりまし
た上での予算的な措置、或いはその他
必要が起るかも知れないと思ひます
が、現在のところは提出した予算の
中では組んではおりません。一部先
ほど申上げましたような貯溜槽につ
きましては可能な部分はあつて存
じます。

○閣僚久蔵君 只今の厚生省の御説明
の中に生のおまでも、何というか、覆
土、覆土というのはいさう意味で
か。

○政府委員(楠本正康君) 埋没した使
用方法であります。

○閣僚久蔵君 その第十四条に、藩県
地域内における汚物収集者の許可とい
うことがございまして、その基準はど
んなことになるのでありましようか。
農業者及び農業者の団体で、私のほう
などには、尿尿農業協同組合なんとい
うものがたくさんあるのですが、従来
行なつておるものが今後行へ、そのよ
うな場合に関係性はどうかというこ
とになりますか。新らしいものとして許可を
与えるということですか、既得権は認
めるということになりますか。

○政府委員(楠本正康君) 基準は別に
考へてございせんが、併し法律の名
文におきましては、市長が期限を附す

るとか、いわゆる計画を指定する
と、更にその取扱方法を指定するとい
うことには相成つております。なお
現在実施しております業者は、四カ月
間はこれはそのまま許可のあつたもの
として認められておりますが、その間
に改めて許可をとつてくれればいい仕
組になつております。

○閣僚久蔵君 四カ月間は従前のこと
を行はせるが、四カ月後は新しい
立場においてやりたい、こういうこと
ですか。それともそのうちに既得権は
認めて継続させてやるというのです
か、どちらなんですか。

○政府委員(楠本正康君) 従来やつて
おりますものはそのままこれを認めて
行く方針でございまして、ただ認められ
た場合に、その第一項にこういうよう
な一つの条件というものが或いは付け
られるかも知れないということだけで
ございまして。

○閣僚久蔵君 本法は農業に非常に関
係がありまして、特にその第十一条及び
第十四条はその関係が深いのでありま
して、これが運用に当りましては、厚
生、農林両当局におきまして十分御配
慮の上、完全な了解の下に行いまし
て、農業上に支障を来さないように
御配慮願ひたいと思ひます。この点は
如何ですか。

○委員長(片柳真吉君) 只今の厚生省
の御答弁ですが、経過期間は四カ月で
すか、法律では二カ月に……。

○政府委員(楠本正康君) どうも失礼
をいたしました。取消しをいたします。
二カ月です。

○河野三三君 極く簡単に……。この
水分と固形物を分けた場合に、固形物
は東京都なら東京都が、従来の糞尿と

同じように幾らか運賃の補助程度を出
してやると、こういうことですか。

○政府委員(楠本正康君) 現状におき
ましては、輸送は東京都が実施をいた
しますが、引渡すときに若干極めて僅
かの経費を農村側から頂いておるよう
に記憶いたしております。

○河野三三君 只今のお話の、そんな
ことではそれこそ養子でござい
ます。(笑)農村の経営からみて、それがあ
なたのお考えになつておるうちに、東
京都が運賃を持つけれども、何ぼかの
金をもらつておるその何ぼかに問題が
あるのです。そこらところは十分
お考えを願ひなければならぬ。こん
なことでは本当に養子でござい
ます。それで、もう一つこの機会にお
いて大局的な見地に立つてこの事業は進
めなければならぬ。今頃固形物と水分
と言つておるときはよくなくて、むしろ
都会全体を水洗にしなければいかん
と思ひます。そこで今からお伺ひたい
のは、あなたのおほうでも研究ができて
おると思ひますが、都市と水の関係
で、私が聞いておる範囲では、或る水
の権威者に聞きますと、東京都が今
のままに膨脹するならば、あと三年か五年
の間に多摩川の水を全部、相模川の水
を全部、東京の近隣のあらゆる川の水
を全部持つて来まして、京浜間の都
市の経営は水の面において参つてしま
う、こういうことを聞いております。
そういう観点に立つておる人々から考
へますと、非常にあなたの公衆衛生の
面と現実と矛盾があると思ひます。こ
ういふ点について何か御研究
がありますか。

○政府委員(楠本正康君) これは今後
都市の人口の増加並びに工場の発達な

どと不可分の関係にあります。長期計
画というものは極めて困難でございま
すが、現在私どもは只今御指摘の東
京、横浜等におきましては、東京の場
合におきましては、目下小河内ダム
を建設中でありまして、これによりま
して、おおむね現状においては解決の
付く見込みでございまして。なお横浜或
いは川崎等の工場地帯におきましては、
殆んど完成をいたしておりますが、
山梨県から水をとりまして、これも大
体見通しを付けておりますが、併しこ
れは飽くまで現状に即した行き方
でございまして、今後都市の一層の膨脹
というやうなことを来しますと、こ
れは全く御指摘の点は私どもも非常に
心配をいたしておるところであります。
併し現在の程度であれば、只今申上げ
ました二つの大きな計画によつてお
おむね問題は解決すると、かように考
へております。

○河野三三君 私は非常に都市と水の
問題、特に京浜間の問題として水の問
題は切迫しているように聞いておりま
す。この点については、あなたのおほう
では少くも何か余裕を持つたお考えで
ありますけれども、これはもう十分一
つ研究してもらいたいと思ひます。ど
うもお説教みたいになりますけれども
も、役所の仕事というものは、厚生省は
厚生省、通産省は通産省、農林省は農
林省で、街を歩いてみると、ガス管を
入れたかと思つて、今度は掘り返して
水道管を入れる、今度は電車の軌道を直
す、一年中道を引つくり返してゐる。そ
れと同じように、どうも各省間のそれぞ
れの専門の知識をお互いに交換する機
会が少いと思ひます。水の問題につき

ましては、私はあなたのお考えになつておる公衆衛生の面で将来の都市の建設について非常に賛成です。それを推進するために非常に水と関係が深いと思ひます。そういう面において十分私はお考えを願ひたいと思ひます。日本の農村がいづまでも臭いものを撒いてゐるようなことでは駄目でありまゝす。それはもう農業と糞尿の関係は、生肥料の関係、これは現実の問題でありますけれども、それはそれで農林省のほうで解決すべき問題だと思ひます。これはお説教のようになりますけれども、もう少し水の問題等も十分御研究を頂きたいと思ひます。同時に最初に申し上げたように、今の固形物の場合、それを東京都が何ぼか持つてどうこうというようなことじや、これはとてもお話になりません。これは固形物でどの程度のものか知りませんけれども、臭みがあるでしょう。固形物で、而もべた／＼して、いわゆる臭みがあるのは手がつけられない。(「いや泥だ」と呼ぶ者あり)水なら桶に入れて撒くという手があるかも知れない。(笑聲)そういう点から本場に農業経営において百姓は一体手をつまむのか、挟むのか、桶へ入れて撒くのか、そこらのところまで十分研究してみないと行詰りになります。でありますから、その点は十分価格の問題と同時に、実際に農業経営に當つておる農家が使うように泥に混ぜるとか、堆肥にするとか言ひますけれども、實際やつてみなければ駄目だ。そういう点であなたにやれとは言わなければ、その点一つ十分御研究を願ひたいと思ひます。

たように、泥状でございまして、全然悪臭その他はございせん。タール状の泥状と化します。なお各省の連絡につきましては全く御指摘の通りでございまして、特に私どもは尿尿問題だけでなく、非常にいろいろな問題で農林省その他と関係が深い、こういうような点につきましては、かねて十分に連絡をとつて進んでおります。なおこれらの消化槽の問題につきましても、私ども肥料のことは全くわかりませんが、農林省にもお願いをいたしまして、委員会のようなのを作りました。研究した結果でございまして、なお水の問題につきましては、これ又私決してのんきなことを考えておるわけではございせん。これは只今御指摘のように、農林省その他と協力いたしまして、もつと大きな視野からこの水の問題を解決する、少くも、計画を立てる時期に來ておると思ひます。一例を申し上げますならば、甚だ一例で申さざるが、利根川の水を途中で運河のようにして持つて参りまして、東京へ來たらそれを今度は上水に切換へるというやうなやり方にいたします。これは農林省との協力事業ならば、これはできないことはなからうというやうに考えております。先ずこんなやうなことをしなければ、只今御指摘のやうな遠い将来の都市の水の問題は解決しないのではないかと心配いたしてゐるやうな次第であります。

○佐藤清一郎君 只今お話になりました泥状の糞尿が果してどれだけ肥料の価値があるか。私はこれが試験されてゐるかどうか先ず第一にお聞きしたいのです。含有成分がどの程度で、恐らく相当の期間置いて、そうして発酵されて炭酸アンモニアとして発散したやうな単なる固形物であつて、肥料価値がない泥状であるというやうなもの、これを農家として受入れる余裕はないのじやないかと、こう考えるのですが、念のために、改良局長において試験をされてゐる箇所について御説明を伺ひたい。

○政府委員(塩見友之助君) 私はこの消化槽は見えておらないのであります。処理方法等を聞きますと、大体空気を吹き込んでアンモニアを酸化させまして、硝酸として溶かして、水と一緒に排泄する、こういう形になるので、主として窒素成分についてはかなりの程度がなくなるのではないかと、いふうに感ぜられます。まだ試験等はよく存じません。肥料成分としましては、大体窒素が〇・五%、燐酸が〇・一%、加里が二・三%というふうな大体今まで計算されております。それで燐酸加里の分については、泥状のものの中に相当量が残つてゐるのではないかと考えられますが、窒素については、ちよつとここではつきり申し上げられませんが、大半はロスになつておると考へております。

○江田三郎君 糞尿とは、先ほどの説明で行くと、人間の五合五勺の数字だけ出ておつたのですが、牛、豚、鶏、兎等のものは糞尿であるかどうかというところ、それから魚のはらわた、残飯等は一体汚物であるかどうかということ……。

○政府委員(楠本正康君) 糞尿の中には人間の糞尿のほかに御指摘のやうな糞尿も含まれる、動物の糞尿も考へておる次第であります。なお魚のはらわた、或いは残飯の類はこの法律ではごみという表現で現わしております。従来は糞尿或いは厨芥という言葉を使ひましたが、字もありませんので、ごみと称しております。

○江田三郎君 そういふ兎の小便等に至るまで消化槽でやろうということですか。

○政府委員(楠本正康君) これは都市の清掃が目的でございまして、従いまして若し都市の市内で豚でも飼つておるところがありますれば、それは別な処理方法をとります。この糞尿処理というものは、都市が各家庭から汲取つて系統的に処理する、それを考へておる次第であります。

○江田三郎君 牧場等は都市の真中であつたからあるわけですが、それは考へておりませんか。

○政府委員(楠本正康君) 私どもはこれは清掃地域を指定いたしますと、いろ／＼な制約或いは経費の負担等がかかりますので、できるだけ都市の清掃という小範囲で進みたいと考へております。従つて牧場がその地域内にありとすることは稀だと存じておりますが、併し稀であつたとしても、仮にあればこの清掃法の規制は受けるわけでございます。

○江田三郎君 そういふことはあなた方今質問すれば答へるけれども、余り細かくは考へていないだらうと思ひますが、これから考へてもらへばいいのですが、もう一つ聞きたいのは、先ほど水の問題については利根川の根本的処理に關するやうな大計画まで出たので、非常に敬服をしておるのですが、これは一休現実にやるということなのか、遠大な理想なんであるのか、どちらであるか。

○政府委員(楠本正康君) これは先ほどもお断わりして、例へばということでも申し上げておいたのであります。私どもものほうをいたしましては、まだ具体化した問題ではなく、ただ部内におきまして、今後十年、二十年の先を見通して、どうしたらいいだらうかという研究課題で取上げておる問題でございまして。

○江田三郎君 利根川だけでなしに、この法案が狙わんとするところは、現実にすぐやれることを考へておるのか、大変遠大な計画なのかということ、例へば今の浄化槽について完全に下水道をやると何ぼ予算が要るとか言われましたが、浄化槽の場合には、今目標となつた地域にはどのくらい金が要るのか、それをどうして出すのか、そういう計画は一体どうなのか。

○政府委員(楠本正康君) 現在、将来五カ年先を見越しまして、都市の糞尿の処理の行詰りを現在の状況から予想いたしまして、五カ年先を見越しまして四十八都市で行詰りが来るものと、現在も考へておりますが、四十八都市、それらの糞尿を完全に処理いたす施設に要する費用は約六十億……。

○江田三郎君 さつき改良局長の言われたやうな、何やらを吹込んでどうとかするといふやうなことが、そんなことが四十八都市で六十億、そんなことのできるのですか。それからさつき言われた完全な下水処理といふものは幾ら……。

○政府委員(楠本正康君) 下水等を完全に実施いたします場合、都市面積の一五%を仮にとります。そういたしますと、都市面積の一五%というの該当人口二千七百万人になります。それだ

けに下水道を完備して行くには五千億の経費が必要であります。それから先ほど申しました六十億で四十数都市の問題が解決すると申しましたのは、これは農村で取りに来てくれるのは、これはそのままだと申しておきながら、これは生で持つて行つて、汲取つて行つてくれるのは除きまして、やり場に困る糞尿を処理して農村に還元しなければならぬ、それに要する費用が六十億と申上げたのです。なお現在日量約十万人分の糞尿の完全処理に要する施設は約七千万円程度でございます。

○江田三郎君 取りに来る費用が六十億、今の説明はそうでしょうか。消化槽を作つて、この改良局長の言うようなアンモニアを吹込んでどうか、何とかいうことが、そういうことをするのに六十億でできる……。

○政府委員(楠本正康君) もう少しお答え申上げたいと存じますが、現在は尿尿を汲取つてトラックで運んで一つの槽に入れます、それで約三十日間放置することによつて自然に水分と固形分に別れて参りますが、その施設を作るのに、人口約十万人の日量の尿尿を処理する能力のある施設を作るのに約七千万円かかるのでございます。次に現在五年先を見越しまして、困難の予想される都市は九十六都市、先ほどの四十八都市は九十六の誤りでありまゝです。その対象人口は千二百万人分と考えられますが、これの尿尿を完全に処理するに要する経費が約六十億である、こういうことでございます。

○江田三郎君 私は誤解しておりましたが、よくわかりました。要するに今まで通り肥溜槽を持つてうろ／＼する

ということなんですね。それはやるといふことなんですね。

○政府委員(楠本正康君) 先ほど申し上げましたように、下水道で水洗便所から直ぐに終末処理場に流しますのが最も合理的でございますが、これは差當つてはなかつた表現が困難である。従つて従来通り汲取式によつて運びまして、そうしてその消化槽に持つて行く。その消化槽が将来下水道が完備した場合に、そのトラック輸送を下水で輸送する方法に逐次切替えて行くので、無駄になるものではないということとを申上げたのであります。なお汲取の方法は、これも長くなりますから省いたのでありますが、現在いろいろ研究いたしまして、今後は若干の補助費を支出いたしまして、真空式の汲取といたうことを始めております。これは真空タンクをトラックに仕組みまして、それにホースを付けて、ホースを便所の中に入れる、これはすでに川崎その他で実施をいたしておりますから、是非一つ御覧願ひたいと思ひます。(笑聲)

○江田三郎君 九十六都市にそんなことができるかね。

○上林忠次君 都市の汚物をうまく処理したい、困つておるといふような状態の救済の方法でもあり、又その尿尿をうまく利用するといふ両方の案であります。元へ返しまして、大体尿尿を使つておるといふのはむしろ我が国独特で、ほかではやつていない、不衛生だといふことから禁止してゐるといふような状態ですが、日本の今の経済状態としては、この大きな尿尿を捨てるわけにはいかんと思ひますが、将来衛生的な見地から何とかこれは使つて

いといふところまで行くべきじゃないか、そうすると、今の都市の尿尿の処理もつと安い方法で、あと使つて何か何とかいふことでなしに、安い方法で何とか処理できないか、そこまでお考えになつたかどうか、その点を一つ御意見を伺ひたい。

○政府委員(楠本正康君) 現在最も安い方法として常識的に考えられます点は、海洋投棄であります。海へ捨ててしまふことではあります、併しこれは決して安いものではなくて輸送費にかなりの経費もかかります。これは決して安いものではない。やはり一番安いものとしては、全体的に大きな立場からみれば消化槽によつて消化してしまふことが、最も大きな目からみれば安いことになるわけですが、なお日本の将来をいたしましては、肥料に使うかどうかといふことは、これは農林省ともかねて相談いたしておるのであります。やはり将来といへども肥料として日本においてはこの尿尿を使つて参りたい、ただその使用方は完全に処理したものを全国的に使いたい、こ

ういう一つの方針でございます。

○上林忠次君 又小さい話になりますけれども、先ほどのデータの〇・五％ですか、窒素質が残つておるといふお話ですが、〇・五％、もつと私は残るのじやないかと思ひます。普通の水分を相当含んだそのままで〇・五％じやないかと思ひますが、若し〇・五％といふ少い成分ならば、わざわざ高い費用をかけて処理して、それを運搬するといふのも非常に金がかかるのじやないか、そんなことならもつと簡単に処理して捨ててしまつて、肥料は

肥料として製造する、そのほうがいいのじやないかと考えられますが。

○政府委員(塩見友之助君) 先ほど窒素が〇・五％と申しましたのは、それは人糞尿のことでありまして、処理したものではないでございます。

○政府委員(楠本正康君) この尿尿といふものは厄介なものであります、やたらに捨てたりなんかすることもできませんので、やはりたゞとを要らないといひまして、何らか消化処理等をしてなければ手に負えないものといふふうに考えております。

○東隆君 私はこの問題は建設省と非常に関係があると思つて、都市計画と……、それで水道の問題一つ見まして、建設省とそれから厚生省と大分揉んでおります、水道条例を中心にして……。それで私は尿尿の問題を解決するには都心の中央部が積極的にタンクをこしらえて、そうして水洗式にして流す、これが一番だろと思ひます。それで問題は都市計画との関連を十分に考へて、中央部における問題はそれで片付ける、周辺のものについては今お考えになつてゐるような点に持つて行く。そうすれば周辺の農村と関連を持つて、いろいろ問題が解決つくと思ふ。その考え方をやらなければ、これは過去において名古屋も神戸も大抵のところは糞攻めにあつて苦い経験をしてゐる。それから都市近郊の農村では汲取り問題を中心にして問題を起したところはたくさんあつたのですから、だからこの問題を解決するためには、私は一番大きな問題は建設省を中心にして都市計画の問題、それからこれに関連をして厚生省がどういうふうにかこの間の線を作り出すか、こ

の問題だらうと思ふ。それで農林省とそれから厚生省の関係だけは今日審議されたのですが、建設省との関連、それはどんなふうになつておりますか、それを特にお聞きしたい。

○政府委員(楠本正康君) 下水道、それから大規模水道のごときは、御指摘のようによつて都市計画と密接な関連がありますので、現在共管の形になつてゐるわけでございます。ただむしろこれが問題となつておられますのは、共管になつてゐるために地方が非常にやりにくいといふ点で、もつと行政を簡素にしてくれといふ点がむしろ問題ではなからうか、かように考えております。併し今のところは都市計画に関連して書類の会議をいたしております。

○委員(片柳眞吉君) 速記を止めて下さい。

○委員(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。

それでは只今の清掃法案につきましては、更に私の手許で申入案等を作成いたしまして御相談いたすことにいたします。

○委員長(片柳眞吉君) もう一つ御勉勵願ひたいのですが、農薬の件で質疑の要求がありますので、農薬薬剤の件を議題にいたします。

○河野謙三君 私は今日は主として農薬、日本植物防疫協会のことについて伺ひたいのですが、その前に一言、この前本委員会でもパラチオン剤のことを少し伺つたのですが、一口にパラチオン剤といつてもたくさんあるのです、が、一体その中で効力というものは皆同じですか。それとも世間で非常によく

の

ういうものの試験の委託を受けてやつておる。こういう形だろうと思ひます。これの目的としますところは、

やはり農業がいろいろ新しいものができる。或いは防除機具であつて新しい農業にふさわしいものができるといつた場合に、それはそれ、その機能自体としましては、それは農業検査なり或いは農機具の検査というふうな形で政府のほうで実行はできるわけでございます。併しながら、それがどういふ成分のものであるか、どういふ構造のものであるかというふうなことはなくて、それを或る作物について利用した場合に、どれだけの実際植物防疫上の効果があるかというふうな試験等をやはりいたしませんと、それに対するはつきりした認定ができないというふうなことになるまして、そういうふうな部分につきましては、かなり昔は個々の農薬会社が各県の試験場のほうにばら／＼に個別的に頼んで行つていた。そういうふうな関係からして、或る場合にはやはり特殊な農薬会社と或る試験所というものが因縁が付くとか、どうかというふうな形で、宣伝が非常に不公正になるといふようなことがございまして、そういうふうな形ではやはり面白くない。で、これは県の試験場でございまして、そういう場合には、ばら／＼でそういうふうな形をとつたのでは、どうも公共性というふうな点についてしつかりした自信が持たれないというふうな関係から、各県の試験場、圃場も相当の面積がございまして、そういうところで、やはり圃場の試験をやりますには、やはりどこかでまとめて、これは数カ所でやる必要がある。或いはこれはかなりの広い面積について、その箇所も例えば青酸石灰のよう

西日本の連絡試験をすつとやつて見る必要がある。それで各県の試験成績を總括して見た上で、これは奨励に移動してもいいかどうかというふうなところをやはり見る必要があるというふうな場合に、県の試験場のほうにその委託をして、それを斡旋してやるというふうな形態を作つておるわけでございます。その予算等につきましては、過去においては農林省としては十分なものを持ちませんし、又その新しい農薬等も／＼できて来るに従ひまして、必ずしも予算としては間に合ひない、その都度新しいものがかなり出て参りますので、圃場の面積等もやはり余つておる県と、それから余つていない県とある、そういうところを照し合せて、又技術者につきまして、自分の県にはそういうふうな或る病気の専門家がれば、成るべくそのところでやらしてもらいたいというところ、いろいろ関係がございまして、防防疫協会で以て試験場等々の取りまとめをやつて、それでばら／＼に個々の農薬会社から委託されてやられるようなことがないよう調整して行きたいというふうなものが、この植物防疫協会の設立の趣旨のようでございます。

○河野三三 あなたのおつしやることはよくわかります。ばら／＼に各県に持つて行かれちやいかんとか、数カ所に持つて行かれちやいかんとか、そういうことは、さうだからと言つて防疫協会へ持つて行かなくちやならんという理由にならないと思ひます。これはあなたの御判断で、そういう指導をさせればよいという、とどのつまりは試験所で試験をする、私はこのようにとれたのであります。こういう規定がある。それは試験に要する経費、基準の内規ということがある。その一として、大規模な室内試験は一件につき五千円、二として小規模な圃場試験一件につき二万乃至三万円、三、相当大規模な圃場（応用試験）及び防除機具等特殊な場合には必要な実費、註として、右の一件とは試験種類一種、一試験所の意である。こういうことをやつておるのです。一体こういうことをしていいのですか。それならば、私先ほど申し上げたように、農薬がこれだけあればうまく行かんから肥料でもその必要がある。私はこれは農薬だけじゃないと思ひます。動機は極めて簡単です。これは農薬に非常に補助金が付いた、農薬担当の役人に非常な権利が付いた、農薬業界に君臨するやうな態度になつた、風潮が起つて来た。その結果さういふものを作つて来た、さうして金を出す、全購連から百万円をとつた、農薬工業会から幾らとる、そのほかにこの規約を見とすね、賛助会員というのがある。今政界汚職で問題になつておるのは各政党の賛助会員の問題なんです。各政党の規約と同じやうなことが書いてある、「本会ノ趣旨ニ賛同スル者」と、さう書いておる、一口一万円とつておる、さういふことをやつて、そして事務理事があんたのほうに現職の役人であつて、農薬の補助金をとつて、さうして農薬に対しての活殺の権力を持つておる、この権力を持つておる人がさういふ協を作れと言へば作ります。賛助会員にならなければひどい目に遭うか賛助会員になります。農薬団体の全購連でさへ百万円をとられておる。

あなた御存じでしょう、さういふことをして一体いいのですか。これは決して農業者の負担じやない。これは間接的に全部農薬を消費するところの全国の農民の負担であります。誰も負担しやしない、私はその点で憎むべき行為だと思ひます。これは私は単にこの防疫協会に限りません。最近のものはやりであります。補助金がくつ付く、役人が威張る、補助金を振廻し、団体を作れ、協会を作れ、さうしてその費用を業者から寄付させよう。補助金から幾らかの負担金をとろう、私は塩見さん御迷惑でしょうけれども、最近の風潮はあなたお認めになると思ひます、そこで私は先ずあなたの関係の防疫協会を即日あなたは解散して下さい。若しそれだけの、命ずるだけのあなたに勇氣がないならば、私は勇氣付けただけの材料を出します。散らばら／＼の話を聞く、農薬課の役人が家を建てたとか、どうしたとか、さうしたとか、実に忌むしいのです。ですから私は転ばぬ先の杖で申上げる。私はどう考へてもこの防疫協会というものはよくないから、日本の植物防疫の行政に非常に支障を来たすとか、農薬の普及が非常にうま／＼行かないとか、さういふことではどうしても結論が出て来ない。今やつておるのは、さうやつて試験のびんはねをやるのだ。雑誌を出しておるだけじゃありませんか。一体雑誌はどこに出しておるのですか、雑誌の原稿料はどうなつておるのです。私は先ず会員から一體會費を幾らとつておるか、雑誌は何部刷つてさういふところへ配つておるか、その雑誌がどれだけ農薬の普及に貢献しておるか、さういふ点を一つ伺いたい。同時にこの防疫協会についての扱い方についての私

はあなたの決意を伺いたいと思ひます。

○政府委員（堤見友之助君） 若しその役人が理事に入つておつて、その地位を利用して強権を加えて、それで団体、会社等から寄附金を出さしておる、賛助会費を出さしておるというふうなやり方であれば、それは十分取締りをやらなければならぬと思ひます。が、その間の事情は私必ずしもそうはつきりと、さういふ点についてはつきりした話も、それから事情も聞いておらないわけでございます。この問題は、これは昭和二十一年に社団法人農薬協会として設立いたしました、先ほど申し上げたやうな農薬のメーカー、ばら／＼に各県の試験場に結び付かないやうなやうな趣旨で作られたものでございまして、その後農薬統制株式会社が一方にございまして、それが統制がなくなると同時に、潰れまして、それで農薬クラブといふやうな形になつて、それを文化団体としての部分の仕事を吸収いたしました、二十五年に吸収したといふやうな形になつておるやうでございます。それが昨年の四月一日に、農薬のメーカーはメーカーとしてやはり団体を作りたい、で、自由に活動をしたいといふやうなので農薬工業会といふやうなものができましたわけ、従前の文化団体としての仕事を吸収して、この社団法人植物防疫協会といふものが、前にありました農薬協会と名前が変りましたが、大体それで発足したと、さういふやうな形になつておるやうでありまして、趣旨はその当時とさう變つていないのではないかと、

こういうふうに住ずるわけでございます。それから全購連のほうは調べますと五十万円でございます。それから農薬工業会の方は百万円というふうなことになるので、今まで納まつておるのが五十万円だというふうなことでございまして、それで雑誌、機関紙の発行がやはり相当大きい仕事になつておりました。職員は主としてそれに携わつておる。で、機関紙のほうは、これは私も毎月号全部見ておるといふわけではございませんが、やはり昨年の夏あたりの青酸石灰等につきましては、これがたしか夏前に青酸石灰の各種の資料を取りまとめた雑誌として印刷しております。私も青酸石灰がよいということになれば、それは相当補助してもいいというふうなことで、はつきりした決断を付けたもので、……そこで西日本の各県の連絡試験の成績が全部出ております。その資料によつて大体自信を得た、こういうふうな形でありまして、まあそういうふうな印刷は役所に経費が十分あれば、それは役所でやつてもいいような仕事だとは思ふのでございますが、そういうふうな自由な経費が比較的少いので、それでまあそういうふうな意味では植物防疫という雑誌が相当利用されているように見受けているわけでありまして、その経費はやはり団体としては人件費として、それが何としてもやはり一番多いと、こういうことになつております。それから発行部数ははつきり今つかんでおりませんが、大体通常会員が相当の数がありまして約五百名余りおります。それで雑誌は二千部印刷されておるようでございまして、それで通常会員としましては一カ

年の会費が百円で、そのほかに雑誌代として月六十円、七百二十円と、計入百二十円を納めるというふうな形で、この雑誌を購読しておるといふのが大抵通常会員の会費の使用の主体になつておる、こういうふうな大休閑いております。

○河野三君 私が一番聞きたいのは、この防疫協会というものがなければ、あなたのほうの担当の植物防疫の業務は執行できませんか、よき結果を生むことはできませんか、私はそういう理窟はどうしてもないと思ふ。若しそうであれば役所の怠慢であると思ふ。今の雑誌の問題にしても、そういうデーターは、私は予算は苦しいでありましようけれども、改良局の予算でやるべきでありましよう。紐付きの業界から賛助会員とか、何とか、インチキな名前を付けて金をもらつて、そしてそんなことでそういう仕事をやるべきではないと思ふ。役所本来の仕事ではありましよう。特に私はあなたに申し上げたいのは、あなたのほうにすつきりした正義感の強いからだからあなたに言うのです。これは食糧庁にもあります。林野庁にもあります。この問題はあらゆる局にあります。この種の問題は私は次から次へこれからやりまします。やりましかれども、先ずあなたに私は信頼して、先ずこういうものをあなたからとつてもらいたい。それ私も非常に誤解で、これがなければ植物防疫の普及徹底ができませんというだけの理由があるならば、これは別です。若し又仮にあるとすれば、今のようないないでしよ。会員が一年に百円で賛助会員が一万円とは何

事です。そういうふうな主客顛倒したところの予算の組方というものはありましよう。そういうところにそも／＼初めから陥落しているのです。私はあえて言ひますけれども、これは業界誰も賛成していません。これはあなたの耳には入らぬ、又あなたのほうの部下の、この防疫協会に關係している役人の耳には入らぬ。これはこれはこのから入らない。誰もこれは困つたものだ、迷惑千万だ、一日も早くやめてもらいたい、私は断言して言ひます。これは業界の声である。業界の聲はさうおいて、こういう団体によつて結局は農民が中間搾取されるのです。全部これは農民の購入する農薬の中にこの負担は入つてゐる。私はそこに重点をおいてこの問題を特に論議したい。一体この協会はなにかやいかな。その点ははつきりしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(垣見友之助君) こういう雑誌等の編集を役所でやつておるものもありましようが、私の今までの経験では、やはりその仕事から言ひますと、これはどうしても定員も要ります。一定の雑誌を編集するとなりますと、私も一、二カ月やつてみた経験もありましようが、どうしてもそれで印刷、校正その他そういう仕事、原稿を頼みに行つたり何かという点の事務等には相当などうして人も人が要つて、そういうふうな仕事をやるのが役人で必ずしも適当な人がない場合が相当あつて、やはり民間の、そういう経験のある人間がそういう点で能力のある場合もございまして、雑誌等、この内容を役所でやるのかどうかというふうなことは、やはり検討してみないとはいつてお答

えがちよつとしにくいと思ふのです。やはりそれをやりますとすれば、どうしても一定の定員がないと雑誌の編集というものはむずかしいかと考えられるわけではございません。それからその機関がないと困るかというふうなお話でございまして、そういうふうな各種の委託研究が、その都度割合に自由にできるというふうな弾力性あるような予算の組み方と経費があれば、或る程度のことは私も役所でこういう試験のやうなものはできないことはないと思ひます。併しそのほうの資料の取りまとめ、その他についても、或いはやはり人員的に申しまうと、人が要るかそれは現在までかなり病虫害の発生予察の仕事をやつておりましたが、そのデーターの集計整理というものは必ずしもできていないやうな状態でございまして、やはり職員の数が十分でないために、どうしてもその集計、整理で部外に委託してもらわないと、計算その他いろいろな仕事はやりにくいというやうな状態になつておりました。それで植物防疫については、具体的にいうと、よくと人の点や、その他仕事の内容等を具体的に當つて検討しないと、これが穴があくかというやうな点について的的確にはお答えできないわけですが、けれども、今のところではなかりつ放しであつて、そういう仕事を役所がどこでやらぬかということになれば、やはり植物防疫の仕事から言つて、穴は相当あつてはならないかというふうに考えられる状態ではございません。

○河野三君 部外に委託しなければならぬとおつしやいますけれども、先

ほど申し上げましたように、五人の常務理事が全部農林省の職員ですよ。それから事務は先ほどあなたがおつしやつたように、女の子をまじえて五人でしよ。これが十五人も二十人も、三十人もその道の経験者を持たなければなりませんというなら、これは私も考え直さなければいけません。もと／＼陣容から言つたつて、その大幹部が全部農林省の職員、あなたの部下だ。若しくはあなたの部下でないまでも農林省の職員で、事務員は僅かに女の子をまじえて五人、何もスタッフもないじやないですか。問題はこういうものを作つて業界から寄附金をとらうということなんです。とつてゐる。そこで一体試験の二万円なり、三万円の委託費、そういうものをあなたは妥当と思ひますか。それから先ほどお尋ねしましたように、賛助会員といふものを一万円を単位にして賛助会員から金をつとめて、会員の会費は僅かに百円である。こういう構成が常識的に妥当公正な私は構成とは思ひませんけれども、これに對しての私は御意見を伺いたいと思ふ。

○政府委員(垣見友之助君) それは会員と賛助会員の關係は、賛助会員のほうから、これは団体を賛助会員とするやうな形になつておると思ひますが、賛助会員のかたがやはりこの植物防疫協会の趣旨に賛意を表して、その事業をやつてもらふことが自分たちにも役に立つし、公益上非常に役に立つというやうな意味において自由に同意して出したものであれば、私はこういうふうな仕事としては差支へはないじやないかと、こういうふうな考えられるわけではございません。それから、その人のほうの点はおつしやる通りに数は非常に

一三

少いですが、やはり相当難詰の編集といふことは、人の数はあれだけ毎月出しますとすれば、やはり相当の人は殆んどそれに取つかつておるといふようなことではございますが、要ると存じます。

○河野謙三君 試験費の二万円、三万円というのは妥当ですか。

○江田三郎君 それは誰がとるのですか。

○政府委員(塩見友之助君) この植物防疫協会が難詰をする場合にとるんだそうでございますが、その支出のほうは、大体どの試験場に頼むかというふうないろいろ打合せをやる場合の委員会の経費、それから通信運搬費と、それからその他印刷物その他に要するような消耗品費、そういうふうなものとしてやはり一割何分かを協会のほうで必要な経費をとつておる、こういう話でございます。

○河野謙三君 余り突然な話でありまして、改良局長の立場もあるでしょうから、私はここで白黒を付けようとは思いません。思いますが、私は断じて退きません。この問題は徹底的に洗います。あなたの納得の行くまで……併しあなたも十分この問題の真相を究められて、そうしてこの協会についてあなたの扱い方を善処して頂きたい、かように思ひまして、一応本日はこの問題は保留しておきます。

○江田三郎君 今の河野委員の質問等々でまだわからん点がありますから、これはあとから資料をもらつてもいいんですが、今言われまして五千円とか、二万円とか、三万円とかいう、そういう試験の手数料ですか、そのとおる額、それからそのための委員

会等とか何とか、そういうことに使われたと言いますが、それはどのくらい出されたか、その内訳を一つ調べて出して頂きたい。それからそういう試験の委託、何と言いますのですか、手数料というのですか、そういうものはこの経費予算で行くどこに当つておるのか、その支出は一体支出の科目のどこに当つておるのか。或いは雑収入という節があるかも知れませんが、おおよそ一つの団体の経理というものの仮に雑収入とすれば、これは一割以上です。その大きな雑収入というものは経理のあり方としても合点が行かないのですが、そういう点、今日でなくていいから、あとで出して頂きたい。それから賛助会費等につきましては、予算額で行きますという、三百五十万円となつておつたのが一月末現在では百三十五万円と十万円となつておりますが、その三百五十万円というものはどこどこから入るといふ予算であつたのか、それが実際に入つたのはどこであるのか。その手数料の経理の問題と、それから只今申しました賛助会費、特別会費の内容につきまして、これはあとでよろしいから資料を頂きたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 承知いたしました。もとより収入支出のほうは雑収入及び雑費で大体出しておるようでありまして、なお調べまして提出いたします。

○江田三郎君 雑費ということになると、ほかの雑費もあるわけで、これだけの雑費を使うというのではなからうと思ふので、ほかのものもあると思ひます。やはり経理としては、そういうような委託手数料なら委託手数料とい

うものが収入の部にあつて、そうしてその支出もそれに見合うようなものが私は普通だと思ふので、そういうものが、これだけ見たんでは……、今河野委員から聞いてみてわかつた、そういうような手数料というふうなものとられておるといふことは、全くこれを見ただけでは気が付かない。又そういうことはあり得べからざることと思つておりました。今聞いて初めて驚くわけです。これはあとで資料をもらひます。

○委員(片柳眞吉君) それではこの問題は、なお農業改良局長も更に実態をよく御調査を頂いて、又後日審議をいたしたいと思ひます。

○佐藤清一郎君 特別会員として各都道府県の区域を地区として置くようになつておりますが、現在どういふ状況に都道府県の特別会員がおりますか、これを一つこの次に御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 承知いたしました。

○委員長(片柳眞吉君) それでは本日はこれにて散会します。

午後四時三十五分散会

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三 第一項の「手数料の納付は、省令の定めるところにより、農産物検査印紙をもつてしなければならない。」第十一條の次に次の一條を加える。

(農産物検査印紙の売さばき人)

第十一條の二 農林大臣は、農産物検査印紙を売さばきの者に必要な資力及び信用を有する者のうちから農産物検査印紙の売さばき人を選定し、農産物検査印紙の売さばきの業務を委託することができ

る。

2 農産物検査印紙の売さばき人は、その業務を行うため、農林大臣の定める場所に、農産物検査印紙売さばき所を設けなければならない。

3 農林大臣は、農産物検査印紙の売さばき人に対し、第一項の規定により委託した農産物検査印紙の売さばき業務の取扱につき、省令の定めるところにより、売さばき手数料を支払う。

4 農産物検査印紙の売さばき人の選定に關し必要な事項は、省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項但書「保険料を納付するときは、」を「保険料を納付するときは及び農産物検査法

(昭和二十六年法律第百四十四号)第十一條第一項の規定により手数料を納付するときは、」に、同条第二項中「及び日雇労働者健康保険法第三十一條第二項に規定する日雇労働者健康保険印紙を、」日雇労働者健康保険法第三十一條第二項に規定する日雇労働者健康保険印紙及び農産物検査法第十一條第三項に規定する農産物検査印紙に改める。

第三条第一項中「指定する郵便局において、」の下に「農産物検査印紙は、食糧事務所又は農産物検査印紙売さばき所において、」を加へ、同条第二項中「郵政大臣が、」の下に「農産物検査印紙の売さばきの管理及び手続に關する事項は、農林大臣が、」を加へる。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十九號の次に次の一條を加へる。

四十九號の二 農産物検査印紙を製造し、発行し、及び売さばきすること。

第四十六條中「第四十九號」を「第四十九號の二」に改める。

第四十八條第五號の次に次の一條を加へる。

五の二 農産物検査印紙の製造、発行及び売さばきに關すること。